

監査委員意見書

平成23年12月19日

広島県監査委員

目 次

1	収入未済額の縮減	1
	(1) 県税の徴収促進	
	(2) 税外債権の徴収促進	
2	県有資産の有効活用	3
	(1) 県有資産の活用等による歳入確保	
	(2) 未利用財産の利活用等	
	(3) 地方機関庁舎の有効活用	
3	適正な契約事務の推進	5
	(1) プロポーザル方式による契約の公平性・透明性・競争性の確保	
	(2) 契約事務に対するけん制機能の強化	
4	補助金交付事務の適正化	6
5	県に事務局を置く任意団体の事務処理	7
6	監査結果に対する改善状況	8

1 収入未済額の縮減

県税及び税外債権について、それぞれ収入未済額の縮減に向けた取組が進められており、平成 22 年度の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は前年度に比べ 8 億円余減少するなど、一定の成果が上がっている。

引き続き、財政健全化に向けた財源対策として、また、県民負担の公平性の確保の観点からも、収入未済額の縮減に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 県税の徴収促進

県税収入未済額の 7 割近くを占める個人県民税については、滞納整理に当たって、直接徴収制度を活用した取組が行われており、平成 23 年度には、県職員が市町の身分を併せ有して市町の滞納整理や市町職員の徴収技術の向上を支援する併任徴収も実施されている。

については、こうした市町との連携による取組をより一層強化し、収入未済額の縮減に向けた徴収の促進に努めるとともに、特に、個人県民税の収入未済額の約 5 割を占める広島市との積極的な連携を図っていただきたい。

(2) 税外債権の徴収促進

税外債権については、広島県債権管理会議を設置するなど、全庁的な取組が進められてきたところであり、平成 23 年度からは、財政健全化計画の計画期間に合わせて、平成 27 年度までの 5 年間の縮減目標額を設定し、新規発生抑制や回収の促進に取り組むこととされている。

については、縮減目標額の達成に向けて、滞納発生後の徴収事務の早期着手や法的措置の積極的な実施など、引き続き、組織的な取組を進めていただきたい。

また、一部税外債権については、債権管理回収業務を専門機関に委託しているが、広島県債権管理会議において、委託による成果や課題等を検証し、より効果が上がるように取り組んでいただきたい。

2 県有資産の有効活用

(1) 県有資産の活用等による歳入確保

県有資産の有効活用等による歳入確保を図るため、自動販売機設置場所や県庁舎外来者駐車場の貸付など行政財産の貸付制度の活用、県有施設・資産を活用した広告収入の確保、不用資産の売却などが行われているところである。

引き続き、歳入確保に向けて、県有資産等の有効活用や不用資産の売却促進などに努めていただきたい。

(2) 未利用財産の利活用等

多くの未利用地を空港周辺地域に保有しており、その一部地区については利活用に向けた取組に着手されているものの、土地開発基金の廃止に伴い一般会計で引き継いだ広大な土地については、その利活用に向けた取組は進んでいない。また、土地造成事業会計においても、分譲が進まない団地や土地造成を凍結している未着手用地を多く抱えているところである。

については、こうした未利用土地の利活用策について、全庁を挙げて検討していただきたい。

併せて、土地造成事業については、長期的かつ安定的に維持していくことは極めて難しいと予想されることから、一般会計を含めた県全体の課題として、土地造成事業会計の抜本的な見直しについて、早急に検討を行っていただきたい。

(3) 地方機関庁舎の有効活用

総務・県税・厚生環境・農林水産・建設の地方機関が入居する庁舎について、組織の再編や市町への権限移譲による職員数の減少などによって、十分活用されていないスペースが見受けられる。

については、地方機関庁舎の活用状況の実態を調査し、庁舎の有効活用について検討していただきたい。検討に当たっては、他の行政機関や公共的団体等のニーズを把握するとともに、県民の視点からの活用策についても十分考慮していただきたい。

3 適正な契約事務の推進

(1) プロポーザル方式による契約の公平性・透明性・競争性の確保

近年，企画等の提案を募集し，その提案内容等を審査して契約の相手方を決定するプロポーザル方式による契約が数多く導入されている。

プロポーザル方式は，県が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する者を選定することができ，事業効果の達成のために有益な手段ではあるが，事業者の募集，選定等に当たっては，公平性，透明性及び競争性を確保する必要がある。

については，プロポーザル方式による契約の実態を調査し，プロポーザル方式の対象要件や公募条件，公募期間，選定方法など，統一的な事務処理を行うためのガイドラインを策定し，契約の公平性，透明性及び競争性の確保に努めていただきたい。

(2) 契約事務に対するけん制機能の強化

契約の適正な履行の確保や不適正な会計処理の防止を図るため，物品検査職員の複数指定や納品書の添付など，内部けん制体制の強化が図られているところである。

また，会計管理部における会計・物品実地検査において，必要に応じ納入業者の帳簿等との照合などの検査が行われ，監査委員においても，納入業者に対する調査を実施しているところであるが，より一層の契約事務の適正化に向けて，契約条件等に監査・検査に対する受注者の協力条項を設けるなど，けん制機能の強化について検討していただきたい。

4 補助金交付事務の適正化

平成 22 年度のテ - マ監査において，平成 21 年度執行分の県単独補助金について，全体の半数程度を対象に，県の事務手続に着目し監査を実施したところである。

その結果，

- ・ 補助金の算定に関して，補助対象経費の定義が明確でないものや補助額の算定に誤りがあるもの
- ・ 交付の条件に関して，変更手続が行われていない，あるいは変更手続が必要となる場合の基準が明確でないもの
- ・ 実績確認に関して，報告額と根拠となる支出証拠書類等との照合が十分でないものや，実績を確認するための経理検査などの検査基準が明確でないもの

など，多くの改善を要する事項があった。

また，今年度の定例監査においても，平成 22 年度執行分の他の補助金について監査を実施したところ，同種の改善を要する事項が見受けられたところである。

については，補助金交付事務の適正な執行を図り，補助事業を効果的かつ効率的に実施するため，「県単独補助金に係る監査の結果報告書」で示した「額の確定検査におけるチェックリスト」や「交付事務の進行管理表」などを参考にして，不適切な事務等を「発生させない，できない」仕組みづくりに組織を挙げて取り組んでいただきたい。

5 県に事務局を置く任意団体の事務処理

県の庁舎内には、実行委員会や協議会など様々な任意団体が設置されており、県が負担金等を交付し県職員が事務局職員を兼ねている団体が存在している（平成 22 年度末で 70 団体）。

平成 17 年度に「県が負担金等を交付している任意団体について」をテーマとして監査を実施したが、その後、任意団体に対する県の関与のあり方の見直しや、任意団体を所管する部局において、任意団体の財務・経理事務等に係る自主点検を実施するよう指導が行われたところである。

今年度の定例監査において、県に事務局を置く任意団体の負担金等の事務処理について監査を実施したところ、

- ・ 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた規程が未整備
- ・ 出納状況を管理するための出納簿等の調書が未作成
- ・ 支出の事実確認が不十分
- ・ 預金通帳等の管理が不適切

など、多くの改善を要する事項が見受けられた。

については、任意団体を所管する部局において、任意団体の事業の実施状況や会計処理などについて定期的に自主点検を行っていただきたい。

また、任意団体が県からの負担金等を基に運営され、その事務に県職員が従事していることから、事務処理に係る統一的な指針等を示すなど、任意団体の事務処理が適正に行われるよう指導していただきたい。

6 監査結果に対する改善状況

平成 22 年度定例監査・テーマ監査の指摘事項等並びに平成 21 年度及び平成 20 年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計 458 件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が 340 件（74.2%）、「改善に着手」が 109 件（23.8%）となっている。

「改善済み・改善見込み」及び「改善に着手」を合わせると 449 件（98.0%）に達しており、執行機関においては改善に向けて真摯に取り組まれている。

「改善済み・改善見込み」の主なものとしては、自動販売機設置事業者の公募の実施などが挙げられる。

1 から 5 までに述べた項目のほか、課題として残っている主な事項は次のとおりである。

職員公舎の有効活用

不法占用の解消及び未然防止

これらの事項については、改善に向けた一層の取組及び指導の徹底を図っていただきたい。